

公 告

愛知県スポーツ施設及び社会教育施設条例（昭和46年愛知県条例第6号）第6条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日以後の利用から適用される愛知県武道館の利用料金の額を次のように承認した。

令和6年3月29日

愛知県知事 大村 秀章



1 愛知県武道館の利用料金の額

使用料金の名称	区 分		単 位	利用料金の額 (単位円)	備考	
第一競技場 使用料	アマチュアスポーツのため利用する場合	全部利用	平日	午前	17,200	
				午後	22,000	
				夜間	28,800	
				全日	58,000	
			土曜日、日曜日 及び休日	午前	19,600	
				午後	27,600	
				夜間	35,200	
				全日	70,400	
		2分の1利用	平日	午前	8,600	
				午後	11,000	
				夜間	14,400	
				全日	29,000	
			土曜日、日曜日 及び休日	午前	9,800	
				午後	13,800	
				夜間	17,600	
				全日	35,200	
		4分の1利用	平日	午前	4,300	
				午後	5,500	
				夜間	7,200	
				全日	14,500	
			土曜日、日曜日 及び休日	午前	4,900	
				午後	6,900	
				夜間	8,800	
				全日	17,600	

第一競技場 使用料	アマチュアスポーツのため利用する場合	その他の場合	入場料無料及び1,000円	平日	午前	60,000	
					午後	68,000	
					夜間	86,000	
					全日	179,000	
					時間外一時間につき	29,000	
				土曜日、日曜日 及び休日	午前	71,000	
					午後	82,000	
					夜間	103,000	
					全日	215,000	
					時間外一時間につき	35,000	
		入場料1,001円～3,000円	平日	午前	72,000		
				午後	81,600		
				夜間	103,200		
				全日	214,800		
				時間外一時間につき	34,800		
			土曜日、日曜日 及び休日	午前	85,200		
				午後	98,400		
				夜間	123,600		
	全日			258,000			
	時間外一時間につき			42,000			
	入場料3,001円以上	平日	午前	90,000			
			午後	102,000			
			夜間	129,000			
			全日	268,500			
			時間外一時間につき	43,500			
		土曜日、日曜日 及び休日	午前	106,500			
			午後	123,000			
夜間			154,500				
全日			322,500				
時間外一時間につき			52,500				
その他の場合	入場料無料及び1,000円	平日	午前	215,000			
			午後	244,000			
			夜間	310,000			
			全日	645,000			
			時間外一時間につき	107,000			
		土曜日、日曜日 及び休日	午前	258,000			
			午後	294,000			
			夜間	372,000			
			全日	774,000			
			時間外一時間につき	128,000			

第一競技場 使用料	その他の場合	入場料1,001円～3,000円	平日	午前	258,000	
				午後	292,800	
				夜間	372,000	
				全日	774,000	
				時間外一時間につき	128,400	
			土曜日、日曜日 及び休日	午前	309,600	
				午後	352,800	
				夜間	446,400	
				全日	928,800	
				時間外一時間につき	153,600	
		入場料3,001円以上	平日	午前	322,500	
				午後	366,000	
				夜間	465,000	
				全日	967,500	
時間外一時間につき	160,500					
土曜日、日曜日 及び休日	午前		387,000			
	午後		441,000			
	夜間		558,000			
	全日		1,161,000			
	時間外一時間につき		192,000			
第二競技場 使用料	団体	平日	午前	6,900		
			午後	9,300		
			夜間	11,800		
			全日	23,700		
			時間外一時間につき	3,300		
		土曜日、日曜日及び休日	午前	8,300		
			午後	11,300		
			夜間	14,100		
			全日	28,300		
			時間外一時間につき	4,000		
	個人	中学生以下の者	一人一回につき	150		
			回数券	1,500		
		その他の者	一人一回につき	600		
			回数券	6,000		

第三競技場、 第四競技場、 第五競技場又は 第六競技場	団体	平日	午前	10,400	
			午後	14,100	
			夜間	17,700	
			全日	35,700	
			時間外一時間につき	5,100	
		土曜日、日曜日及び休日	午前	12,700	
			午後	16,900	
			夜間	21,200	
			全日	42,800	
			時間外一時間につき	6,200	
個人	中学生以下の者	一人一回につき	150		
		回数券	1,500		
	その他の者	一人一回につき	600		
		回数券	6,000		
附属設備 使用料	電光掲示板		午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	20,400	
	音響装置	拡声装置及びマイクロホン	A式 (マイクロホン3本以内)	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	1,900
			B式 (マイクロホン4本以上)	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	4,000
		ワイヤレスマイクロホン	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	1,900	
		コンパクトディスクプレーヤー	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	1,900	
	補助椅子		午前、午後及び夜間の各一回、一脚につき	40	
第1会議室、 第3会議室又は 第4会議室			午前	4,000	
			午後	5,300	
			夜間	4,000	
			時間外一時間につき	1,500	
第2会議室			午前	3,400	
			午後	4,700	
			夜間	3,400	
			時間外一時間につき	1,300	
宿泊室	中学生以下の者		一人一泊につき	700	
	その他の者		一人一泊につき	1,500	

備考 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までを、「時間外」とは午後9時以後をいう。

2 第一競技場を利用する者が、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、利用料金の額は、この表に定める額に次に定める率を乗じて得た額とする。ただし、準備、練習等を行うことのみを目的として利用する場合の当該利用単位時間に係る利用料金の額については、この限りでない。

(1) 入場料等（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）の最高額が3千円を超える場合 1.5

(2) 入場料等の最高額が千円を超え3千円以下の場合 1.2

2 愛知県武道館の利用料金の加算額

使用料金の名称	区 分	単 位	利用料金の額 (単位円)	備考	
実費加算	第1競技場アマチュアスポーツのために利用する場合において冷暖房設備を使用するとき	観覧席を含む	一時間につき	12,500	
		観覧席を除く	一時間につき	6,000	
	第2競技場において冷暖房設備を使用するとき	一時間につき	2,300		
	第3競技場において冷暖房設備を使用するとき	一時間につき	1,400		
	第4競技場において冷暖房設備を使用するとき	一時間につき	1,000		
	第5競技場において冷暖房設備を使用するとき	一時間につき	1,400		
	第6競技場において冷暖房設備を使用するとき	一時間につき	1,300		